

令和7年7月31日

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和7年度における輸入数量等

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和7年度の初日から令和7年6月30日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量(協定対象外輸入数量)を下記のとおり公表する。

記

項	概要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差分
		下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0トン	0トン	0トン
		0トン	0トン	0トン
2	飲用乳	101トン	3トン	98トン
		101トン	3トン	98トン
3	クリーム	57トン	3トン	54トン
		27トン	2トン	25トン
4	粉乳類	23,078トン	5,286トン	17,792トン
		17,616トン	4,486トン	13,130トン
5	無糖れん乳	1,358トン	116トン	1,242トン
		1,357トン	116トン	1,241トン
6	加糖れん乳	257トン	45トン	212トン
		95トン	9トン	86トン
7	ヨーグルト	17トン	1トン	16トン
		17トン	1トン	16トン
8	バターミルク	20トン	7トン	13トン
		20トン	7トン	13トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	60,801トン	11,344トン	49,457トン
		46,217トン	6,219トン	39,998トン
10	その他の乳製品	11,357トン	846トン	10,511トン
		4,816トン	640トン	4,176トン
11	バター	17,983トン	2,552トン	15,431トン
		14,523トン	2,468トン	12,055トン
12	豆類	75,032トン	18,608トン	56,424トン
		35,697トン	7,895トン	27,802トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,564,798トン	1,454,444トン	4,110,354トン
		5,256,055トン	1,359,526トン	3,896,529トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,273,832 トン	288,377 トン	985,455 トン
		170,350 トン	53,908 トン	116,442 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	1,042,692 トン	223,398 トン	819,294 トン
		1,042,692 トン	223,398 トン	819,294 トン
15	コーンスターチ	3,699 トン	651 トン	3,048 トン
		3,529 トン	479 トン	3,050 トン
16	ばれいしょでん粉	11,772 トン	5,060 トン	6,712 トン
		10,387 トン	5,025 トン	5,362 トン
17	マニオ力でん粉	151,213 トン	27,548 トン	123,665 トン
		149,682 トン	27,548 トン	122,134 トン
18	サゴでん粉	20,958 トン	3,972 トン	16,986 トン
		13,494 トン	3,972 トン	9,522 トン
19	その他のでん粉	1,890 トン	296 トン	1,594 トン
		1,743 トン	256 トン	1,487 トン
20	イヌリン	3,000 トン	234 トン	2,766 トン
		81 トン	5 トン	76 トン
21	落花生	35,920 トン	9,778 トン	26,142 トン
		21,411 トン	5,581 トン	15,830 トン
22	こんにゃく芋	174 トン	0 トン	174 トン
		174 トン	0 トン	174 トン
23	ミルク調製品	9,293 トン	359 トン	8,934 トン
		2,252 トン	108 トン	2,144 トン
24	でん粉調製品	1,321 トン	344 トン	977 トン
		767 トン	183 トン	584 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,520 トン	319 トン	4,201 トン
		1,779 トン	121 トン	1,658 トン
27	調製食用脂	16,803 トン	2,094 トン	14,709 トン
		2,016 トン	206 トン	1,810 トン
28	繭	1.6 トン	0.0 トン	1.6 トン
		1.6 トン	0.0 トン	1.6 トン
29	生糸	234 トン	29 トン	205 トン
		234 トン	29 トン	205 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。